令和８年（フ）第２１０４号
札幌市白石区川下３条７丁目１番７号　リラコートⅢ―202号
債務者　名越麻衣子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１０５号
札幌市白石区川下３条７丁目１番７号　リラコートⅢ―202号
債務者　名越　秀明（旧姓田部井）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１１６号
札幌市北区北27条西６丁目１番25―102号
債務者　松久　秀穂
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０３号
北海道岩見沢市６条東12丁目６番地１　市営住宅６条中央団地１号棟201号室
債務者　近迫香代子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第１０４号
北海道岩見沢市６条東12丁目６番地１　市営住宅６条中央団地１号棟201号室
債務者　石光　智子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第１０５号
北海道岩見沢市かえで町３丁目１番５―104号　道営住宅５号棟　104
債務者　神　　千秋
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第１０８号
北海道岩見沢市大和２条２丁目６番地１　フラワーテラス１―D
債務者　山中　梨紗（旧姓青木）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第１１２号
北海道美唄市東６条南１丁目７番10号
債務者　小林　靖雄
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第２０３号
福島県いわき市泉滝尻三丁目13番地の２
債務者　江尻　あき子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２５０号
群馬県高崎市上佐野町1096番地１　県住Ｄ棟1901号
債務者　柏葉　広美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１５０号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目24番38号　アーバンハイツ札元103号
債務者　小髙峰　賢
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第７７号
北海道室蘭市水元町46番７号　ハイツキャロット　101号室、前住所北海道室蘭市知利別町２丁目13番３―103号　蘭東コーポ
債務者　川内谷　竜
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第７９号
北海道登別市若草町１丁目８番地10
債務者　石澤　千尋（旧姓　奈良﨑）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第１９１号
北海道帯広市西１条南７丁目10番地６　ハイツＳＫ301、前住所北海道中川郡幕別町札内暁町281番地の５
債務者　刈谷　慧寧
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第６４５号
栃木県宇都宮市東峰町3014番地23　コーポ山形202、前住所栃木県矢板市東町1203番地47
債務者　高瀬　宗弘
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６５３号
栃木県宇都宮市若草１丁目６番１号　県営若草住宅１号棟712号室、前住所栃木県宇都宮市若草１丁目６番３号　県営住宅３棟13号室
債務者　福田　　裕
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６７２号
栃木県日光市板橋1878番地151、前住所神奈川県横浜市港北区日吉本町三丁目３番８号　コートグランディ日吉Ⅱ　201号室
債務者　手塚　愛七
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係